

京都市火災予防条例の一部を改正する条例（平成18年6月9日京都市条例第6号）

（消防局予防部）

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により、船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査に係る標準とすべき手数料の額が定められたことに準じ、その手数料の額を、1件につき26,000円から39,000円に改定することとしました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市火災予防条例の一部を改正する条例を公布する。

平成18年6月9日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第6号

京都市火災予防条例の一部を改正する条例

京都市火災予防条例の一部を次のように改正する。

別表第4(3)の項中「及び航空機」を「並びに航空機及び船舶」に改め、「又は航空機」の右に「若しくは船舶」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(消防局予防部)